

2025(令和7)年度 第1回 一宮市景観審議会

日時：2026年1月22日(木)

午前10時00分～午前11時30分(予定)

場所：オリナス一宮3階 会議室

次 第

1 開会

2 委員紹介

3 会長の選出

4 議題

議題第1号

ツインアーチ138塗装塗替えの色彩について(諮問)

議題第2号

一宮市景観計画の届出状況について(報告)

議題第3号

学校校舎の色彩・配色ガイドライン(案)について(報告)

5 閉会

議題第1号

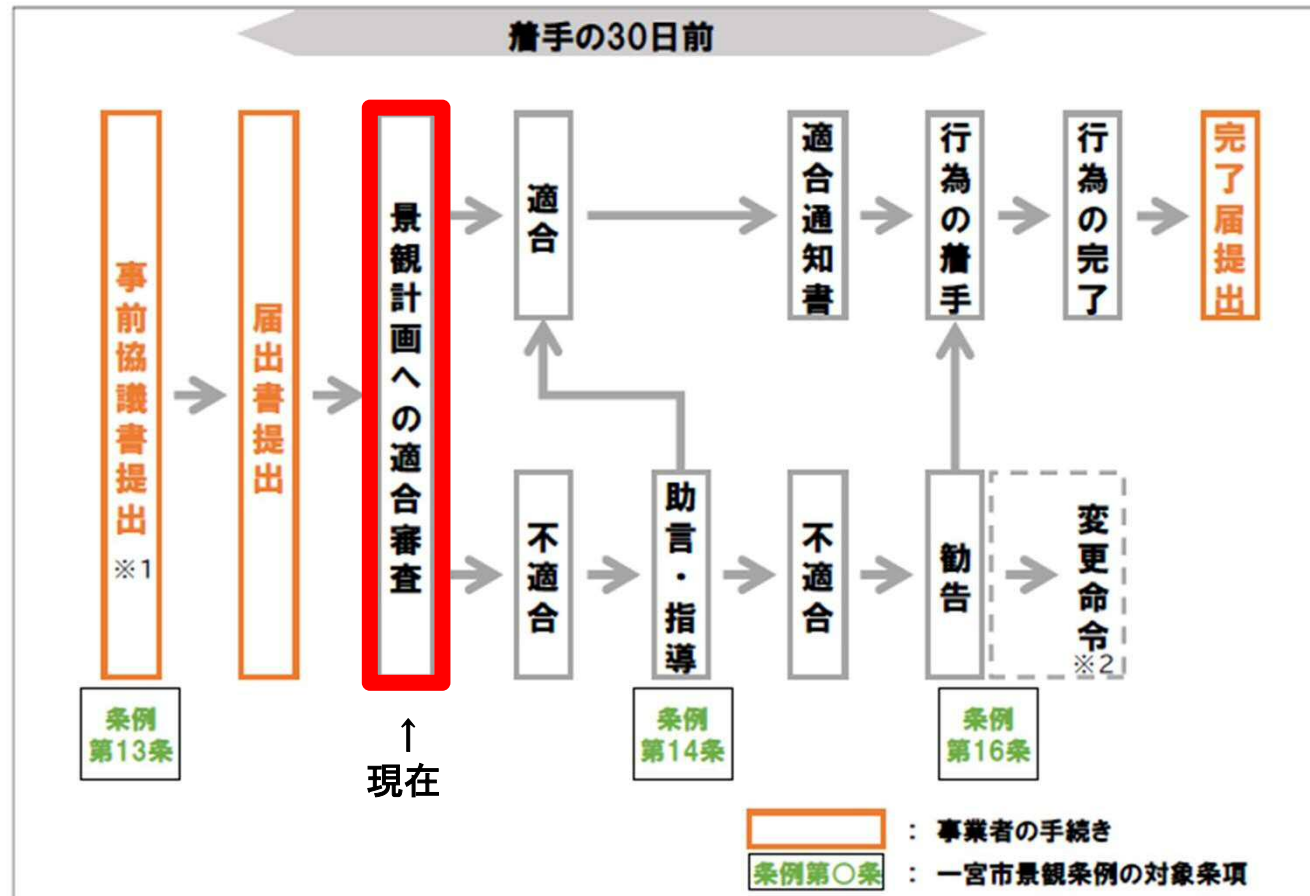
ツインアーチ138塗装塗替えの色彩について(諮問)

ツインアーチ 1 3 8 塗装塗替えの色彩について

行為の制限に関する事項

【景観法第16条第1項による届出フロー】

抜粋：一宮市景観計画(P.30)



景観上、影響が大きいと思われる行為（大規模な建築物、ランドマークとなる建築物等）については、必要に応じて「一宮市景観審議会」において審査を行うものとします。

ツインアーチ138 建物概要

建物名称 ツインアーチ138

所在地 愛知県一宮市光明寺字浦崎

用途 展望塔

構造 鉄骨造

規模 地上2階、高さ138m

延床面積 1,385.41m²

外装 アーチ部 : 鋼板

フッ素樹脂塗装

エレベーターシャフト : セメント押出成形板

フッ素樹脂塗装



工事の概要

●工事概要

工事名：ツインアーチ138外壁塗装塗替工事

工期：2025年10月10日～2027年3月15日

内容

- ①アーチ部 ：フッ素樹脂塗装
- ②EVシャフト部：ガラス周りシーリング打替
- ③展望室部 ：ガラス周りシーリング打替
屋上塗膜防水

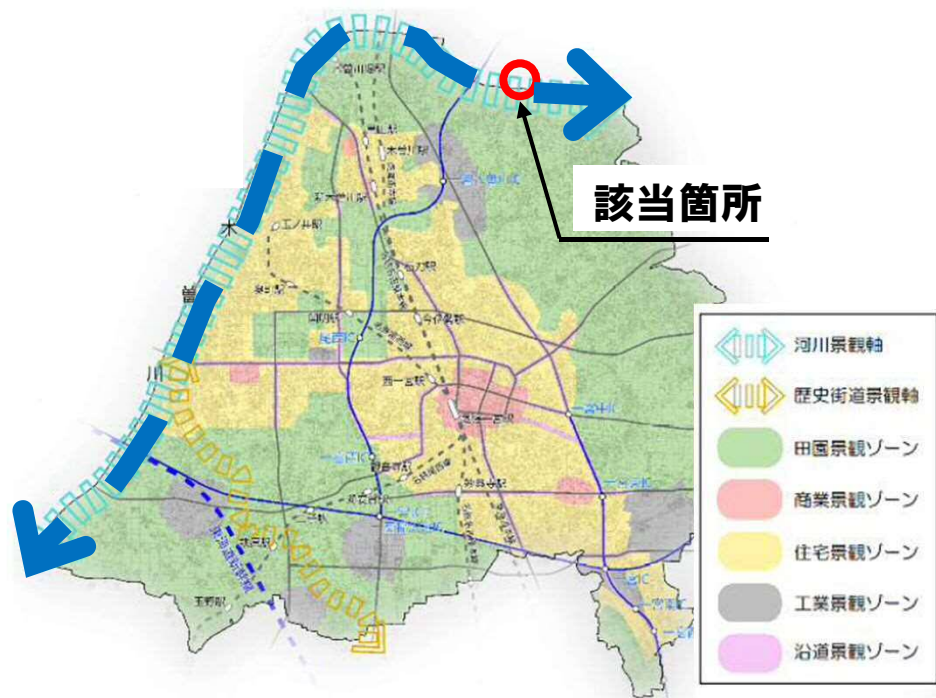
●現在の状態



景観計画上の位置付け

●ゾーン別景観形成の方針

一宮市内を2軸、5ゾーンに区分
→ツインアーチ138：河川景観軸



軸・ゾーンの設定図



ツインアーチ138から西側を望む



木曾川尾西緑地、富田山公園周辺

景観計画上の位置付け

●ゾーン別景観形成の方針

～方針～（河川景観軸）

木曽川や国営木曽三川公園 138タワーパークなどへの景観の保全や、木曽川堤防からの眺望景観の保全・形成に努める。

●色彩の景観形成基準

基準は2区分に分けられる。歴史街道景観軸とその他の市全域とで基準値を区分
→該当場所は、その他の市全域となるため、明度の下限値を下回らない基準値内で色彩を検討する。

区分	色相	明度	彩度
歴史街道景観軸	R～Y	なし	4以下
	その他		2以下
その他の市全域	R～Y	4以上	6以下
	その他		2以下

諮問する色彩について

● 塗装の色彩(案)

ツインアーチ138の色彩を諮問するにあたり、白色を基調とした色彩を検討した結果、N8.5を選定した。

 <p>① N8.5 (既設色)</p>	 <p>② 5PB8.5/0.5</p>	 <p>③ 10YR9/0.5</p>
<p>白ベース× グレー</p> <ul style="list-style-type: none">・無彩色の明るい グレー・視線に柔らかく、清涼感のある印象	<p>白ベース× 青 × 紫</p> <ul style="list-style-type: none">・白と灰の中間で、ごく淡い青み	<p>白ベース× 黄 × 茶</p> <ul style="list-style-type: none">・白にわずかに黄色味の装い・やわらかく落ち着いた色合い

諮問する色彩について

●選定理由 N8.5（既設色）

～ ① 既設の色彩の背景 ～

ツインアーチ138の建設時に、神田市長（当時）が、①記念写真が撮れる色、②遠方からも視認できる色を指示。

～ ② 市民に親しまれたランドマーク ～

設計当時の経緯を鑑みて、一宮市のランドマークとして30年間に渡り、広く市民に周知されている色彩であることから、既設色彩の認知度が高いため。



以上のことから、塗替え工事の色彩として、N8.5を用いて良いか諮問いたします。

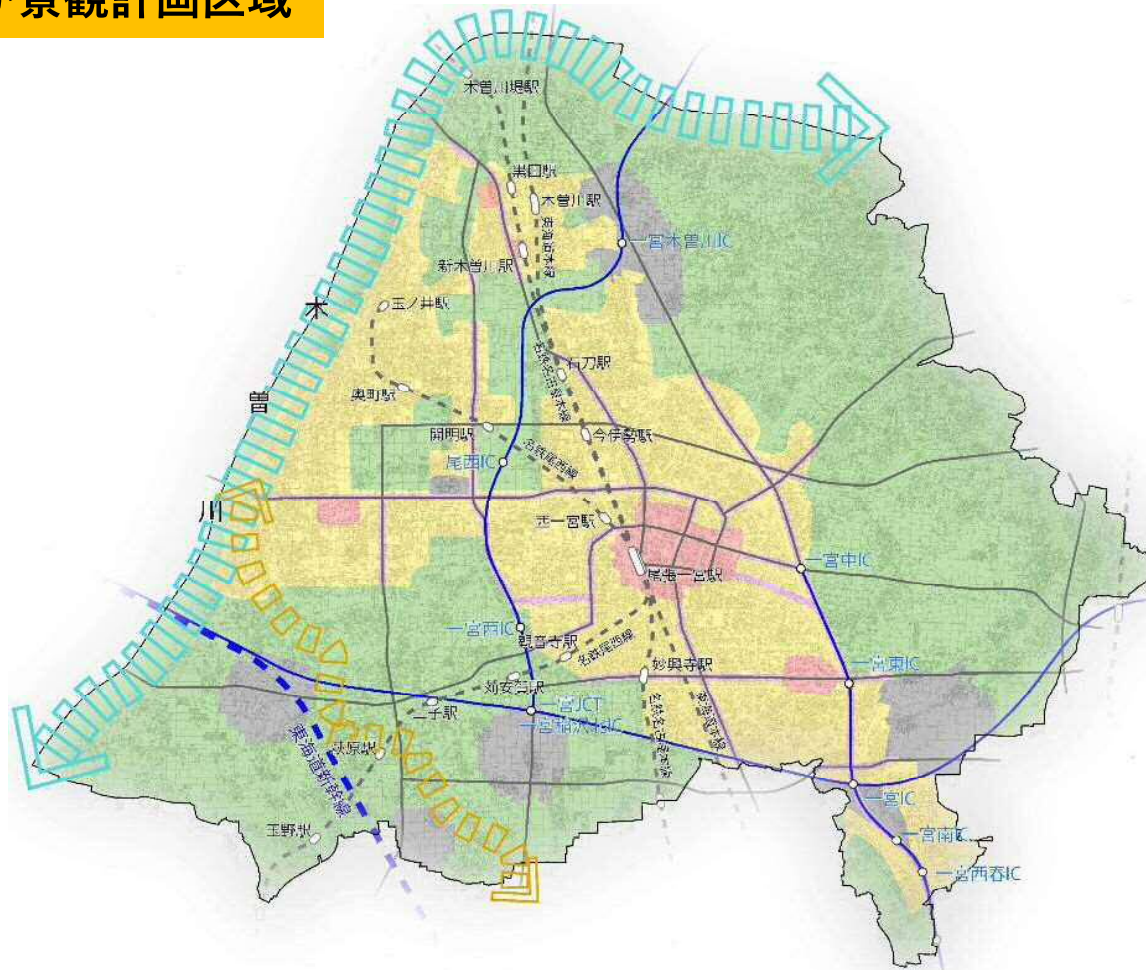
議題第2号

一宮市景観計画の届出状況について（報告）

一宮市景観計画の届出状況について

景観計画区域

一宮市全域が景観計画区域



軸・ゾーンの設定図

行為の制限について

届出対象行為

届出対象 行為		区分					
		河川 景観軸	歴史街道 景観軸	田園景観 ゾーン	商業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン	工業景観 ゾーン
建築物	改築、移転、 建築物の新築、増築、 外観を伴う修繕 工作物※	・全て	・高さ10m超 ・建築面積 300㎡超	・高さ10m超 ・建築面積 500㎡超	・高さ13m超 ・建築面積1,000㎡超	・高さ15m超 ・建築面積 1,000㎡超	・高さ13m超 ・建築面積 1,000㎡超
工作物※		・全て	・高さが10m超 ・建築物と一体となって設置されるものにあつては、その高さが5m超、かつ当該建築物の高さとの合計が10m超	・高さが13m超 ・建築物と一体となって設置されるものにあつては、その高さが10m超、かつ当該建築物の高さとの合計が13m超	・高さが15m超 ・建築物と一体となって設置されるものにあつては、その高さが10m超、かつ当該建築物の高さとの合計が15m超	・高さが13m超 ・建築物と一体となって設置されるものにあつては、その高さが10m超、かつ当該建築物の高さとの合計が13m超	
開発行為		<ul style="list-style-type: none"> ・高さが5mを超える擁壁、その他これに類するもの ・長さが10mを超える橋りょう、高架道路、高架鉄道、その他これらに類するもの 					
開発行為		・開発区域の面積 3,000 ㎡以上の開発行為					

都市計画法の許可を必要とする開発行為に準じる

行為の制限について

景観形成基準（建築物）

景観形成基準	区分						
	河川 景観軸	歴史街道 景観軸	田園景観 ゾーン	商業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン	工業景観 ゾーン	沿道景観 ゾーン
・河川景観の連続性を意識し、まとまりある景観を形成する。	●						
・歴史街道景観の連続性を意識し、まとまりある景観を形成する。		●					
・まちなみの連続性を意識し、まとまりある景観を形成する。			●	●	●	●	●
・建築物前面には可能な限り空間を設けて、緑化する。	●	●	●		●	●	
・隣り合う建築物の壁面位置を揃えるよう、できる限り前面道路から後退し、圧迫感のない配置とする。 ただし、周辺の建築物等の壁面位置が揃っている場合はこの限りではない。	●	●	●	●	●	●	●
・大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。		●	●	●	●	●	●
・公開空地や緑地を設ける場合は、憩いや賑わいが醸しだされるよう工夫するとともに、隣接する空地との連続性に配慮した配置とする。				●	●		●

「●」：該当箇所

行為の制限について

景観形成基準	区分						
	河川 景観軸	歴史街道 景観軸	田園景観 ゾーン	商業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン	工業景観 ゾーン	沿道景観 ゾーン
・堤防等から俯瞰されることを踏まえ、周辺と調和するよう屋根の形状を工夫し、連続する河川景観の形成に配慮する。	●						
・歴史街道沿いの建築物は、歴史的資源や伝統的建築物と調和するデザインとする。		●					
・田畑近傍に立地する建築物は、田園景観と調和するデザインとする。			●				
・商業・事務系の建築物は、にぎわいと品位を高めるデザインとする。				●			
・マンションをはじめ大型建築物は、落ち着いたデザインとする。					●		
・工場・倉庫系の建築物は、周辺に圧迫感を与えない落ち着いたデザインとする。						●	
・商業系の建築物は、にぎわいと沿道の一体感を高めるデザインとする。							●
・河川景観との調和に配慮する。	●						
・周囲の建築物や歴史街道との調和に配慮する。		●					
・周囲の建築物やまちなみ及び田園景観との調和に配慮する。			●				
・周囲の建築物やまちなみとの調和や統一感に配慮する。				●	●	●	●
・建築物の低層部における形態、意匠に配慮し、歩くのが楽しくなる快適な歩行空間を創出する。				●			

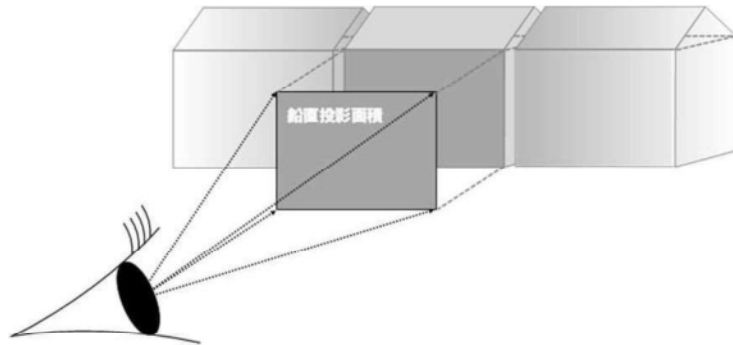
「●」：該当箇所

行為の制限について

景観形成基準	区分						
	河川 景観軸	歴史街道 景観軸	田園景観 ゾーン	商業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン	工業景観 ゾーン	沿道景観 ゾーン
・建築物の外壁は、周辺のまちなみや建築物と調和した色彩とする。	●	●	●	●	●	●	●
・派手な色は用いない。色彩は色彩基準※1を超えないものとする。 ただし、着色していない木材、土壁等の自然素材や無彩色のガラス等の材料によって仕上げられた部分の色彩または鉛直投影面積※2の100分の10以下の範囲で、外観のアクセント色（アクセントカラーの例は※3を参照）として着色される部分の色彩においては、この限りではない。	●	●	●	●	●	●	●
・周辺の景観と調和し、経年変化による退色や汚損にくい素材を用いる（自然素材は除く）。	●	●	●	●	●	●	●

「●」：該当箇所

■鉛直投影面積のイメージ



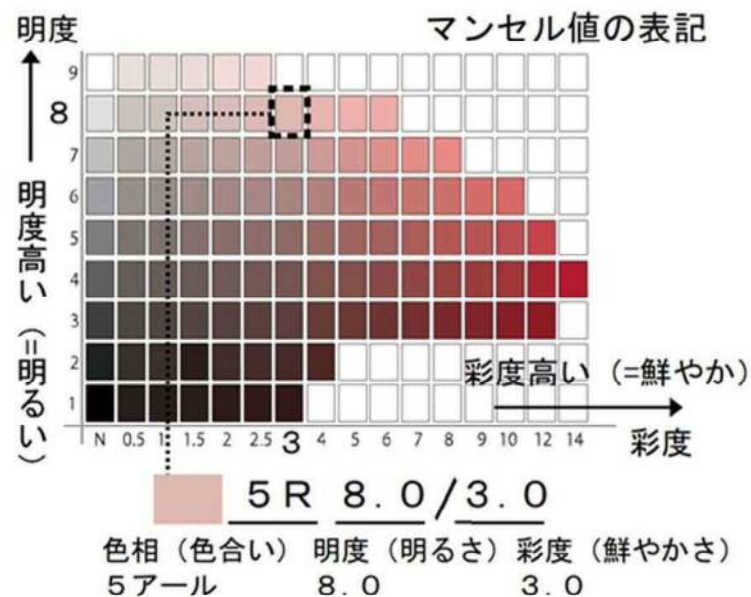
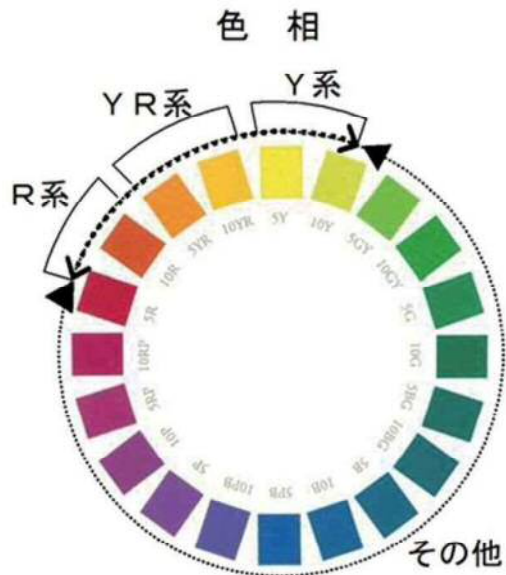
■アクセントカラーのイメージ



行為の制限について

色彩の景観形成基準

区分	色相	明度	彩度
歴史街道景観軸	R~Y	なし	4以下
	その他		2以下
その他の市全域	R~Y	4以上	6以下
	その他		2以下



行為の制限について

景観形成基準	区分						
	河川 景観軸	歴史街道 景観軸	田園景観 ゾーン	商業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン	工業景観 ゾーン	沿道景観 ゾーン
付 属 設 備	・空調室外機等の建築設備は、河川敷、堤防道路等から見えない位置に設ける。	●					
	・空調室外機等の建築設備は、道路等から見えない位置に設ける。		●	●	●	●	●
	・建築物の外観意匠と調和した囲い等を設ける、又は緑化により周囲の景観を阻害しない。	●	●	●	●	●	●
	・屋上に設置する場合は、河川敷及び堤防道路から見られることに配慮し、見えにくい位置に配置する。又は、建築物の外観意匠と調和した囲い等を設けて周囲の景観を阻害しない。	●					
	・屋上に設置する場合は、道路及び隣り合う建築物等から見られることに配慮し、見えにくい位置に配置する。又は、建築物の外観意匠と調和した囲い等を設けて周囲の景観を阻害しない。		●	●	●	●	●
外 構 ・ 緑 化	・敷地内は植栽などにより緑化する。	●	●	●	●	●	●
	・敷地内の沿道部には樹木や花壇を設け、四季を演出する。			●	●	●	●
	・工場、倉庫においては、周囲の景観との調和に配慮しながら、敷地外周への中高木を植栽する。					●	
維 持 ・ 管 理	・建築物の良好な外観が保たれるように、維持・管理する。	●	●	●	●	●	●

「●」：該当箇所

行為の制限について

景観形成基準（工作物）

行為制限項目	景観形成基準	
工作物	配置	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。 ・歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。 ・大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観に配慮し、周囲から過度に目立たない形態、意匠とする。 ・周囲に違和感や圧迫感を与えないよう、全体としてすっきりとした形態、意匠とする。 ・建築物に附帯して設置する工作物は、建築物とのバランスに配慮し、全体として一体感のある外観となるよう形態、意匠を工夫ものとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・全体として統一感のある色彩、建築物で定める色彩基準に適合したものとする。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・外観に使用する素材及び材料は、周辺の景観との調和に配慮し、光沢のあるものや反射光の生じるものをできる限り使用しないものとする。 ・外観に使用する素材及び材料は、長期間にわたり良好な外観が維持できるよう、耐久性に優れたものを使用する。
	付属設備	<ul style="list-style-type: none"> ・建築設備等は、道路等から見えない位置に設ける。 ・やむを得ず設ける場合は、建築物の外観意匠と調和した囲い等を設ける、又は緑化により周囲の景観を阻害しないものとする。 ・屋上に設置する場合は、道路及び隣り合う建築物等から見られることに配慮し、見えにくい位置に配置する。又は、建築物の外観意匠と調和した囲い等を設けて周囲の景観を阻害しないものとする。

※ランドマークとしての役割を果たす建築物等で、(一宮市都市景観審議会の意見を聴いて)市長が景観形成上必要と認める場合においては、この限りではない。

景観形成基準（開発行為）

行為制限項目	景観形成基準	
開発行為	立地する場所の景観特性への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内及び周辺の良好な樹林や河川、水辺などを生かすよう配慮する。
	土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・開発に伴う法面や擁壁は長大となることは避け、周囲に圧迫感を与えないよう配慮し、やむを得ず長大なものとなる場合には、緑化などの措置により、周囲と調和させる。 ・既存の樹林地はできる限り保全・活用する。 ・地形を活かし、切上・盛土による地形改変が最小限となるように配慮した造成とする。 ・擁壁等は、自然素材を使用するなど、できる限り周辺の自然となじむよう配慮する。
	大規模開発における良好なまちなみ・景観の誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模開発では、道路や河川、公園、保存すべき樹木など、周辺の景観との調和を考えた土地利用や施設の配置をする。

【景観計画区域内行為】届出及び通知件数

届出件数 (景観法第16条第1項関係)

建築物 37件 (内訳：新築30件、増築2件、色彩の変更4件、修繕・模様替1件)

用途：新築 → 倉庫6件、店舗3件、共同住宅7件、
老人ホーム5件、研究所1件、工場7件
遊技場1件

増築 → 物品販売店1件+公衆浴場1件

色彩の変更 → 店舗2件、インドアテニスコート1件、
公衆浴場1件

修繕・模様替 → 集合住宅1件

工作物 2件 (内訳：新築 (携帯電話無線基地局2件))

開発行為 7件

※2025年12月末日現在

【景観計画区域内行為】届出及び通知件数

通知件数 (景観法第16条第5項関係)

建築物 9件 (内訳：新築1件、色彩8件)

用途：新築→保育園1件

色彩の変更→小学校3件、中学校1件、高等学校2件、
児童館1件、研究所1件

工作物 0件

開発行為 0件

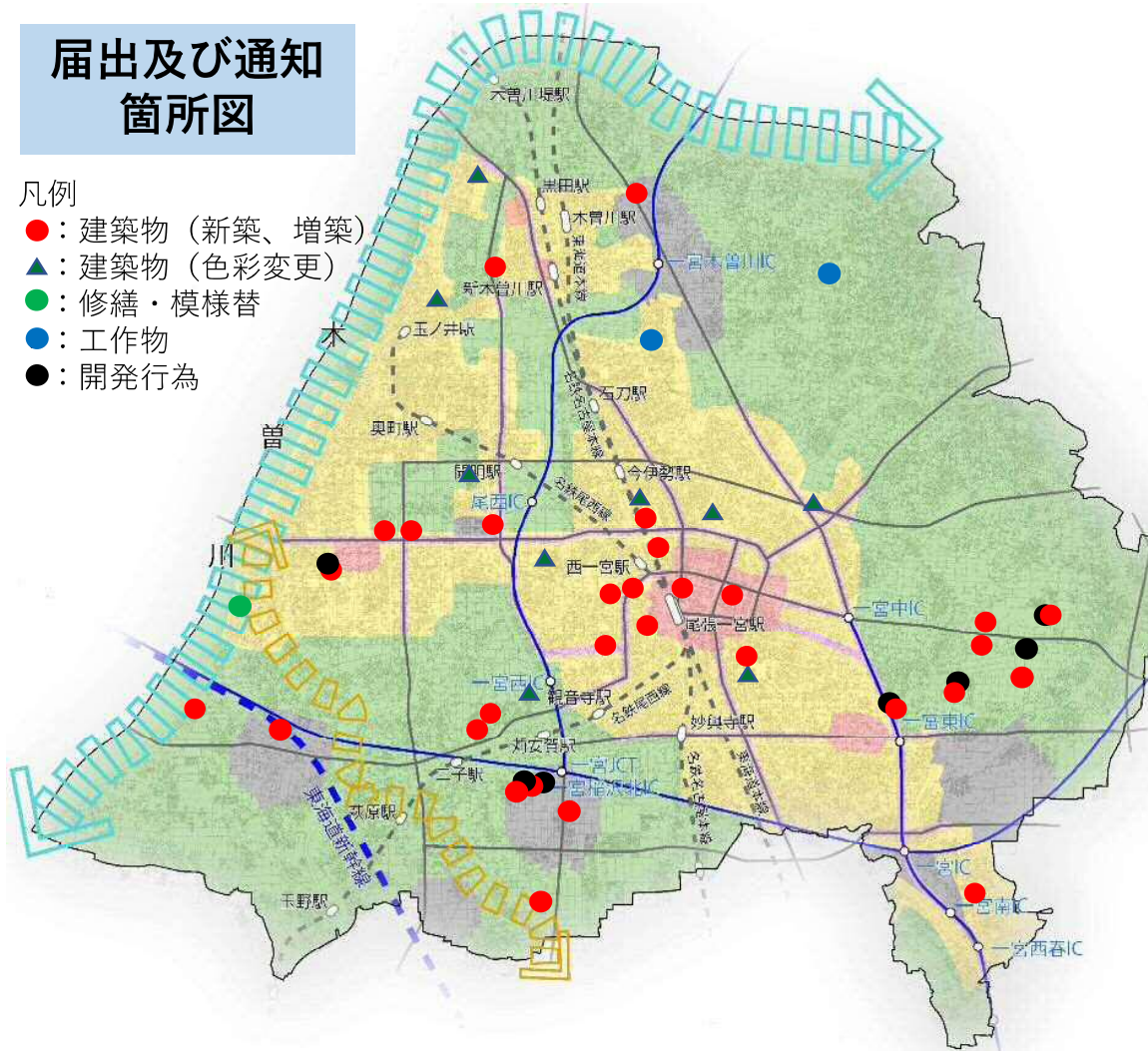
※2025年12月末日現在

【景観計画区域内行為】届出及び通知件数

届出及び通知箇所図

凡例

- ：建築物（新築、増築）
- ▲：建築物（色彩変更）
- ：修繕・模様替
- ：工作物
- ：開発行為



ゾーン別件数【単位：件】

届出通知内容	建築物			工作物	開発行為	計
	新築増築	色彩変更	修繕・模様替			
軸とゾーン						
河川景観軸						
歴史街道景観軸						
田園景観ゾーン	13	4		1	4	22
商業景観ゾーン	4				1	5
住宅景観ゾーン	7	7	1	1		16
工業景観ゾーン	7				2	9
沿道景観ゾーン	2	1				3
計	33	12	1	2	7	55

※2025年12月末日現在

【景観計画区域内行為】届出及び通知件数

ゾーンごとによる建築物及び工作物の用途別件数【単位：件】

ゾーン	建築物																工作物	計
	新築・増築									色彩変更					修繕・模様替			
	共同住宅	工場	倉庫	研究所	店舗	老人ホーム	公衆浴場	遊技場	保育園	店舗	インドア テニスコート	学校	児童館	研究所	公衆浴場	集合住宅	無線基地局 携帯電話	
田園景観ゾーン		2	4	1		5			1			3	1				1	18
商業景観ゾーン	3				1													4
住宅景観ゾーン	2	1			2		1	1		1	1	3		1	1	1	1	16
工業景観ゾーン		4	2		1													7
沿道景観ゾーン	2									1								3
計	7	7	6	1	4	5	1	1	1	2	1	6	1	1	1	1	2	48

※2025年12月末日現在

【事例1】 建築物（研究所）の新築

区分	田園景観ゾーン
建築面積	1,647.23m ²
建築物の高さ	15.38 m

【マンセル値】

○色彩基準内

- ・ 5B9/0.5（外壁）
- ・ 4.3Y8.4/0.8（樋）
- ・ 5.0Y7.0/0.5（柱）

○色彩基準外（面積割合6.8%）

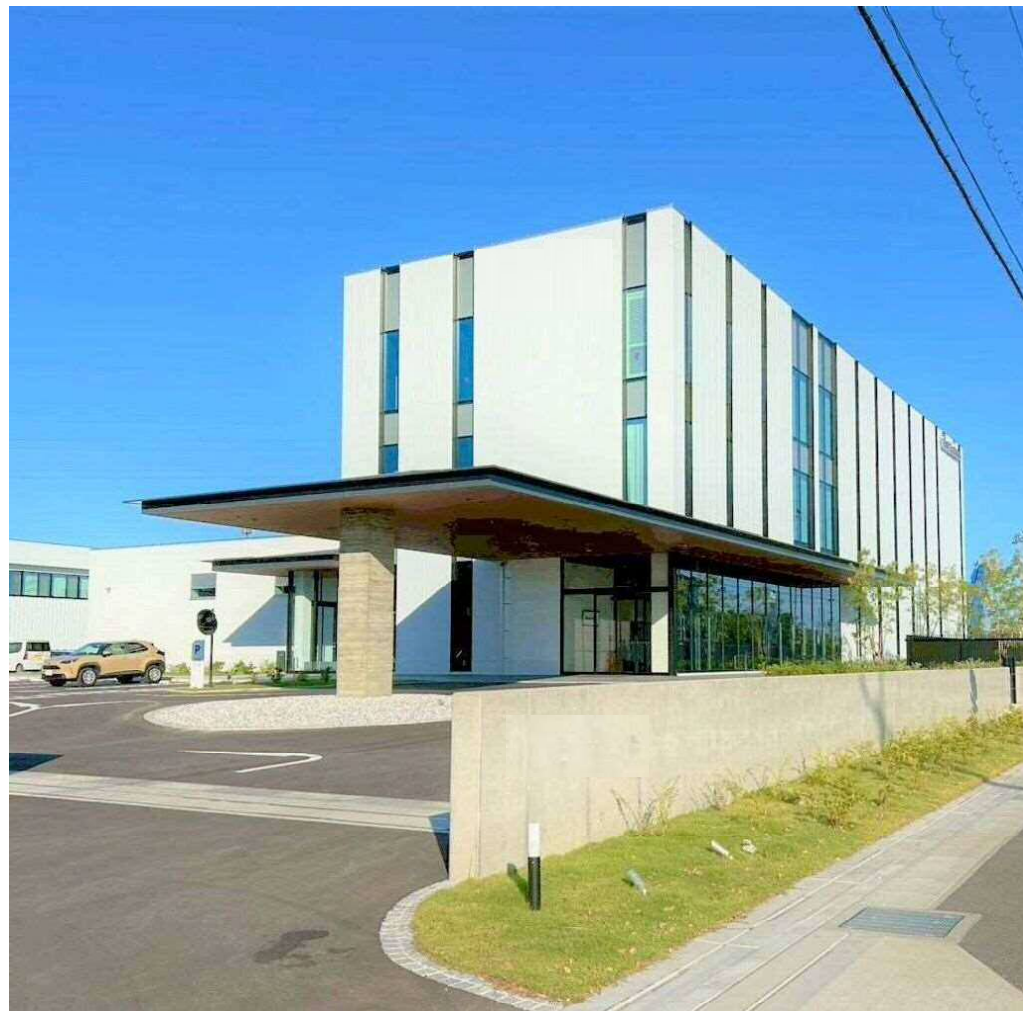
- ・ 9.2B2.8/0.5（庇）
- ・ 1.3G2.2/0.1（サッシ）
- ・ 9.9YR2.1/0.3（フェンス）

【圧迫感のない配置】

【周囲と調和したデザイン】

【建築設備等の景観配慮】

【敷地内緑化】



【事例1】 建築物（研究所）の新築

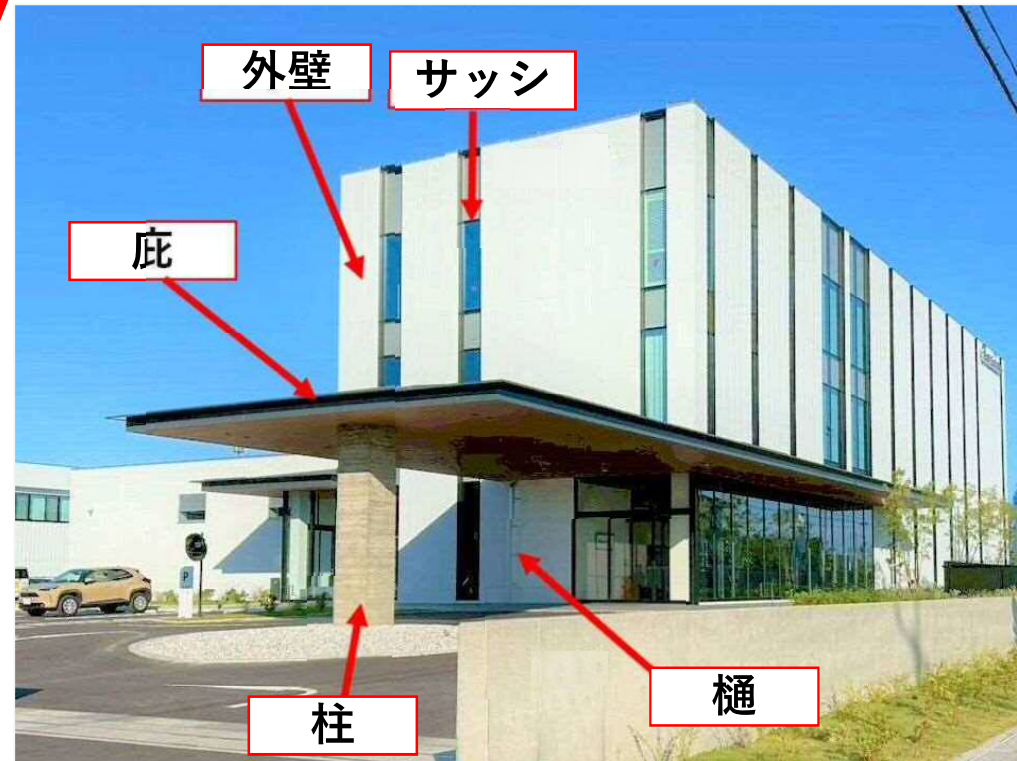
区分 田園景観ゾーン
 建築面積 1,647.23m²
 建築物の高さ 15.38 m

【色彩基準】

区分	色相	明度	彩度
歴史街道景観軸	R~Y	なし	4以下
	その他		2以下
その他の市全域	R~Y	4以上	6以下
	その他		2以下

- 【マンセル値】
- 色彩基準内
 - ・ 5B9/0.5 (外壁)
 - ・ 4.3Y8.4/0.8 (樋)
 - ・ 5.0Y7.0/0.5 (柱)
 - 色彩基準外 (面積割合6.8%)
 - ・ 9.2B2.8/0.5 (庇)
 - ・ 1.3G2.2/0.1 (サッシ)
 - ・ 9.9YR2.1/0.3 (フェンス)

- 【圧迫感のない配置】
- 【周囲と調和したデザイン】
- 【建築設備等の景観配慮】
- 【敷地内緑化】



【事例 1】 建築物（研究所）の新築



【事例1】 建築物（研究所）の新築

区分 田園景観ゾーン
建築面積 1,647.23㎡
建築物の高さ 15.38 m

- 【マンセル値】
- 色彩基準内
 - ・5B9/0.5（外壁1）
 - ・4.3Y8.4/0.8（樋）
 - ・5.0Y7.0/0.5（柱）
 - 色彩基準外（面積割合6.8%）
 - ・9.2B2.8/0.5（庇）
 - ・1.3G2.2/0.1（サッシ）
 - ・9.9YR2.1/0.3（フェンス）

- 【圧迫感のない配置】
- 【周囲と調和したデザイン】
- 【建築設備等の景観配慮】
- 【敷地内緑化】



ルーバーと外壁による目隠し

フェンスによる目隠し



【事例1】 建築物（研究所）の新築

区分 田園景観ゾーン
建築面積 1,647.23㎡
建築物の高さ 15.38 m

【マンセル値】

○色彩基準内

- ・ 5B9/0.5（外壁1）
- ・ 4.3Y8.4/0.8（樋）
- ・ 5.0Y7.0/0.5（柱）

○色彩基準外（面積割合6.8%）

- ・ 9.2B2.8/0.5（庇）
- ・ 1.3G2.2/0.1（サッシ）
- ・ 9.9YR2.1/0.3（フェンス）

【圧迫感のない配置】

【周囲と調和したデザイン】

【建築設備等の景観配慮】

【敷地内緑化】

圧迫感のない配置



道路沿いの緑化

【事例2】 建築物（技術センター）の色彩変更

区分 住宅景観ゾーン
 建築面積 1,422.63㎡
 建築物の高さ 22.75 m

【色彩基準】

区分	色相	明度	彩度
歴史街道景観軸	R~Y	なし	4以下
	その他		2以下
その他の市全域	R~Y	4以上	6以下
	その他		2以下

【マンセル値】

- 色彩基準内
- ・ 5YR7/2 (外壁)
 - ・ 5YR4/2 (笠木)
 - ・ N8 (手摺)

【周囲と調和した色彩】



【事例2】 建築物（技術センター）の色彩変更



着工前



完成

【事例3】 建築物（店舗）の色彩変更

区分 商業景観ゾーン
 建築面積 3,578.29㎡
 建築物の高さ 40.60 m

【色彩基準】

区分	色相	明度	彩度
歴史街道景観軸	R~Y	なし	4以下
	その他		2以下
その他の市全域	R~Y	4以上	6以下
	その他		2以下

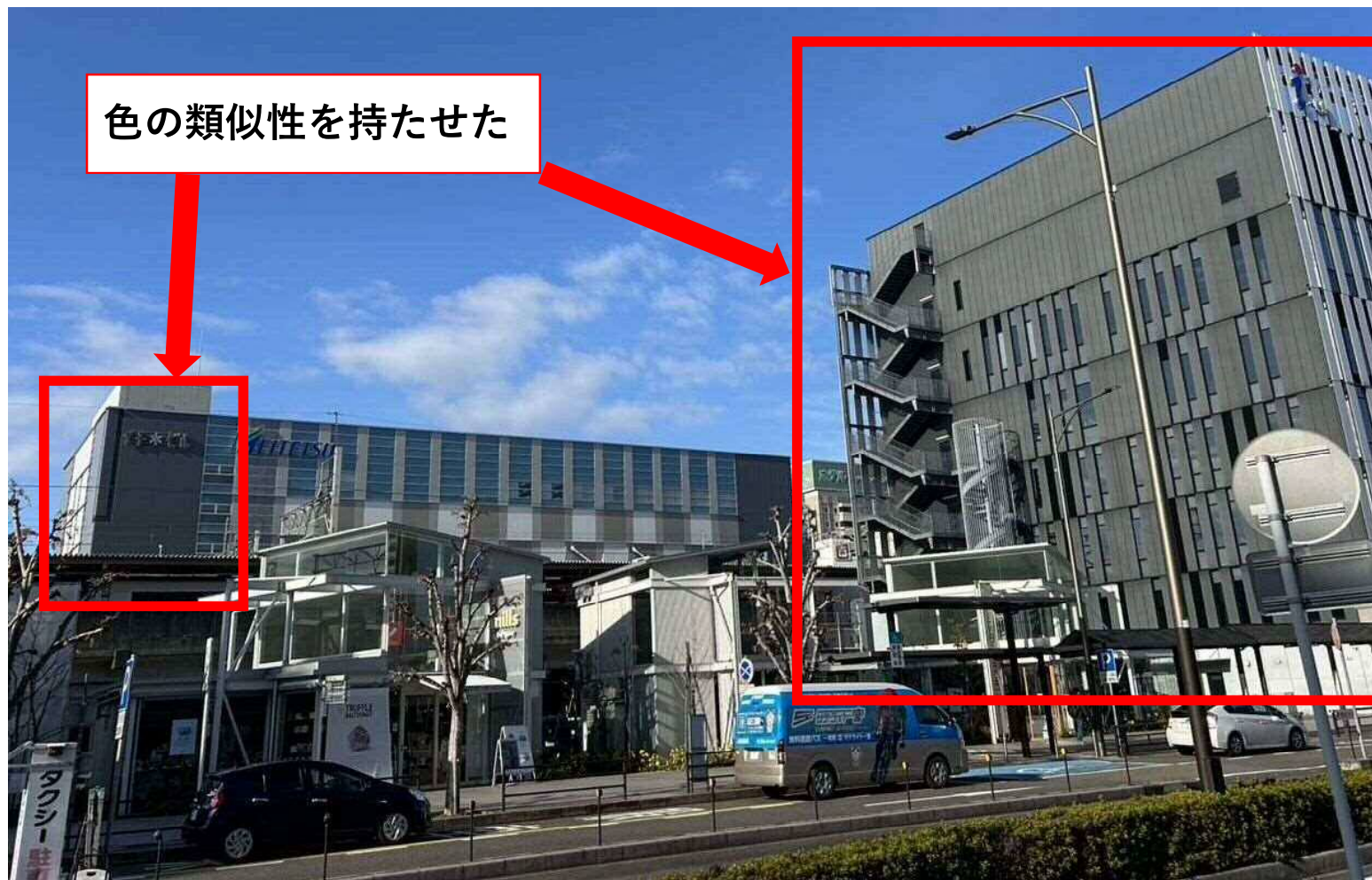
【マンセル値】

- 色彩基準内
- ・ 0.4B4.5/0.2 (外壁1)
 - ・ 2.4Y6.2/1.5 (外壁2)
 - ・ 3.9Y8.4/0.7 (外壁3)
 - ・ 5YR6/2 (外壁4)

【周囲と調和した色彩】



【事例3】 建築物（店舗）の色彩変更



【事例3】 建築物（店舗）の色彩変更



着工前



完成

【事例4】 建築物（保健所）の新築

区分 住宅景観ゾーン
 建築面積 1,313.60㎡
 建築物の高さ 19.65m

【色彩基準】

区分	色相	明度	彩度
歴史街道景観軸	R~Y	なし	4以下
	その他		2以下
その他の市全域	R~Y	4以上	6以下
	その他		2以下

【マンセル値】

○色彩基準内

- ・ N7 (外壁1)
- ・ N4 (外壁2)
- ・ 2.3BG5.3/0.4 (外壁3)
- ・ N9 (外壁4)
- ・ N9 (軒先)

○色彩基準外 (面積割合3.1%)

- ・ 1.3G2.2/0.1 (サッシ)
- ・ 1.3G2.2/0.1 (目隠しフェンス)

【周囲と調和したデザイン】

【建築設備等の景観配慮】

【敷地内緑化】



【事例4】 建築物（保健所）の新築

区分 住宅景観ゾーン
建築面積 1,313.60㎡
建築物の高さ 19.65 m

- 【マンセル値】
- 色彩基準内
 - ・ N7（外壁1）
 - ・ N4（外壁2）
 - ・ 2.3BG5.3/0.4（外壁3）
 - ・ N9（外壁4）
 - ・ N9（軒先）
 - 色彩基準外（面積割合3.1%）
 - ・ 1.3G2.2/0.1（サッシ）
 - ・ 1.3G2.2/0.1（目隠しフェンス）

【周囲と調和したデザイン】
【建築設備等の景観配慮】
【敷地内緑化】

道路から見えない位置に設置



道路沿いの緑化



目隠しフェンス



室外機を屋上に設置

【事例5】 建築物（共同住宅）の新築

区分 住宅景観ゾーン
 建築面積 1,992.25㎡
 建築物の高さ 42.04 m

【色彩基準】

区分	色相	明度	彩度
歴史街道景観軸	R~Y	なし	4以下
	その他		2以下
その他の市全域	R~Y	4以上	6以下
	その他		2以下

【マンセル値】

- 色彩基準内
- ・ 3.7Y6.7/0.8 (外壁1)
 - ・ 5YR4/1 (外壁2)
 - ・ 5YR4/1 (外壁3)
 - ・ 5YR4/1 (庇)

【周囲と調和したデザイン】

- 【憩いや賑わいが醸し出される工夫】
- 【建築設備等の景観配慮】
- 【敷地内緑化】



【事例5】 建築物（共同住宅）の新築

区分 住宅景観ゾーン
建築面積 1,992.25㎡
建築物の高さ 42.04 m

- 【マンセル値】
○色彩基準内
- ・ 3.7Y6.7/0.8（外壁1）
 - ・ 5YR4/1（外壁2）
 - ・ 5YR4/1（外壁3）
 - ・ 5YR4/1（庇）

- 【周囲と調和したデザイン】
【憩いや賑わいが醸し出される工夫】
【建築設備等の景観配慮】
【敷地内緑化】

緑地を生かした憩いの場



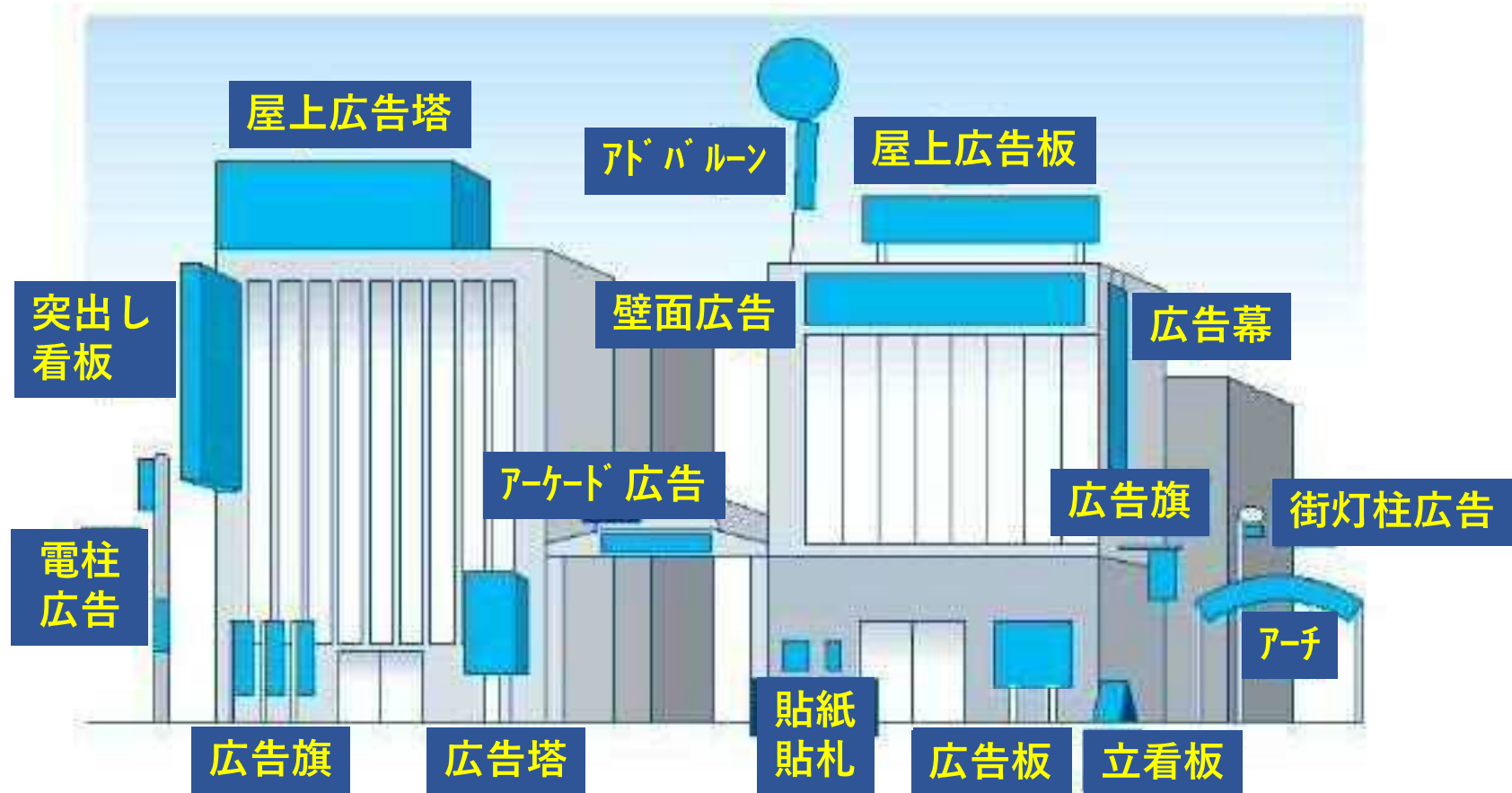
道路沿いの緑化



フェンスによる目隠し

屋外広告物の申請状況について

屋外広告物の種類



屋外広告物の規制について

一宮市全域で規制有

■ 面積による許可の基準

地域区分 設置目的 による分類	禁止地域	許可地域	
		指定道路及び 鉄道に接続する区域	左記以外の地域
自家用広告物	10㎡を超える場合 許可申請必要 (20㎡まで)	20㎡を超える場合許可申請必要 (禁止地域を除く住居系の 用途地域(※1)では10㎡を超える場合)	
案内広告	許可申請必要(5㎡まで)		許可申請必要
管理用広告物	許可申請不要(3㎡まで)		
一般広告物	表示不可	許可申請必要	

※面積は、全ての広告表示面積の合計

※1 住居系の用途地域:都市計画法第8条第1項の規定により定められた第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

屋外広告物の申請件数について

条例施行以降の年度ごとの比較

当該年度の3月末時点の件数

※2025年度は12月末時点

		新規	更新	変更	計
2021年度	届出	112	384	70	566
	通知	6			6
2022年度	届出	97	394	82	573
	通知	2			2
2023年度	届出	67	424	150	641
	通知	2			2
2024年度	届出	82	421	126	629
	通知	1			1
2025年度	届出	67	320	80	467
	通知	4			4

屋外広告物の点検について

一宮市全域で規制有

安全点検 報告書

点検箇所	点 検 項 目	異常の有・無		改善の概要
		有	無	
上基 部礎 構部 造・	1 上部構造全体の傾斜及びぐらつき	有	無	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間及び支柱のぐらつき	有	無	
	3 鉄骨のさび及び塗装の老朽化	有	無	
支 持 部	1 鉄骨接合部分（溶接部及びプレート）の腐食、変形及び隙間	有	無	
	2 鉄骨接合部品（ボルト、ナット及びビス）の緩み及び欠落	有	無	
取 付 部	1 アンカーボルト及び取付部プレートの腐食及び変形	有	無	
	2 溶接部の劣化及びコーキングの劣化等	有	無	
	3 取付対象部分（柱、壁及びスラブ）及び取付部周辺の異常	有	無	
広 告 板 ・ 文	1 表示面板及び切り文字等の腐食、破損及び変形並びにビス等の欠落	有	無	
	2 側板及び表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形及び欠損	有	無	
	3 広告板底部の腐食及び水抜き孔の詰まり	有	無	
照 明 装 置	1 照明装置の不点灯及び不発光	有	無	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび及び漏水	有	無	
	3 周辺機器の劣化及び破損	有	無	
そ の 他	1 附属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけその他附属品）の腐食及び破損	有	無	
	2 避雷針の腐食及び損傷	有	無	
	3 その他点検した事項（ ）	有	無	

デジタルサイネージ（一般広告物）

基準 通常の基準に併せて交通信号機から5メートル以上離れていること

件数 当該年度の3月末時点の件数
 ※2025年度は12月末時点
 ※一般広告物の件数



年度	申請件数
2021年度以前	0
2022年度	1
2023年度	1
2024年度	1
2025年度	0

議題第3号

学校校舎の色彩・配色ガイドライン（案）について（報告）

資料3

学校校舎の色彩・配色ガイドライン（案）について



一宮市学校校舎の色彩・配色ガイドライン（案）

一宮市

2026.1.22 一宮市景観審議会資料
表紙(案):木曾川に映る四季折々の色彩

1 色彩デザインの作成にあたって (案)

1-1 学校施設の標準色彩デザインの目的 (案)

本市には、市立小中学校が61校（小学校42校、中学校19校）あり、2023（令和5）年時点で約9割（延べ床面積比）の校舎が、建築後40年以上経過しており、61校のうち23校（小学校15校、中学校8校）が、築60年以上の校舎を保有している状況である。

文部科学省は、鉄筋コンクリート造の建物の耐用年数を70年から80年程度としているため、小中学校の校舎の更新や長寿命化改修が急務となっている。このような背景のもと、少子化が進み児童生徒数が減少することを踏まえて、単に古くなった校舎を順番に建て替えていくのではなく、新しい時代にふさわしい学校の在り方について、市民・地域の皆様からご意見をいただき、共に考えていくことを目的とした「シン学校プロジェクト」を立ち上げた。

現在の学校の校舎は全体をみると色彩の統一感がない。また、今後、シン学校プロジェクトにより、継続的に改築等を行っていくことから、本ガイドラインを策定した。

この学校施設の標準色彩デザインは、個別の学校の計画に当たって類型に当てはめて選択するだけでなく、市域の景観を典型的に整理し、色彩や外観デザインの基本的な考えを示し、地域の景観や建物の形態等に応じて学校の色彩計画を包括的にとらえ、地域特性に応じた色彩デザインを標準化することにより、周辺環境に配慮した学校施設の色彩計画を行えるようにすること、また、改修前の校舎の色彩にとられず、外壁改修および内部改修工事を円滑に実施できるようにすることを目的としている。

1-2 色彩デザインの基本的な考え方 (案)

1-2-1 地域特性に応じた色彩計画による周辺景観との調和

- ・一宮市の景観は、岐阜県との県境に位置した濃尾平野中央部にあり、木曽川沖積平野の低地であることから、高低差が少ない平坦地により構成されている緩傾斜である一方、木曽川堤防付近における斜面地、そして市内に数多く流れる河川、旧河道と自然堤防等、微地形としての起伏が多くみられ、その中で育まれた歴史や文化の蓄積により、地域ごとに特色ある街並みが形成されている。
- ・学校施設は住宅地や丘陵地に多くみられ、その外観が影響を及ぼす範囲も広いことから、周辺環境への配慮と景観への調和が求められる。
- ・本ガイドラインは、一宮市の景観を典型的に整理し、各類型の地域特性に応じた色彩展開例を示すことにより、周辺環境へと調和した学校の色彩デザインの実現を目指す。

1-2-2 教育施設・地域拠点としての機能と快適性の確保

- ・学校は教育の場であり、その外観には、主な利用者である児童生徒の視点に立った、やさしさや親しみやすさなどが感じられる必要がある。
- ・学校施設は教育の場であることはもちろんのこと、地域活動や防災の拠点として幅広い年齢層の周辺住民の心の拠り所となっており、多様な利用者への配慮も求められている。
- ・色彩には心理的作用があり、ぬくもりや落ち着きを感じられる基本色と、学校がもつスケール感を軽減するヒューマンスケール※の色彩分節を組み合わせることにより、学校施設の快適性を高めることができる。

- ・また、建築物の形態を活かしつつ、昇降口や出入口など児童生徒の動線が集中する場所に、目につきやすいアクセントカラーを配置するなど、校舎各部の機能に応じた色彩の使い分けも大切である。
- ・本ガイドラインでは、利用者の視点に立って、やさしさ、親しみやすさの感じられる色彩展開例を示すことにより、機能的かつ快適な学校の外観および内観色彩デザインの実現を目指す。

※ヒューマンスケール：程良い人間的尺度のこと。人間の感覚や行動にあった、適切な空間の規模やものの大きさのこと。

1-2-3 公共施設としてのデザイン配慮

- ・公共施設には、地域の良好な景観の形成を率先して実現していく役割が求められており、学校もその例外ではない。
- ・また、近年の公共施設には、長寿命化が求められており、その外観にも一過性の流行等ではなく、長く使うことを意識し、あわせてメンテナンス等にも配慮したデザインが求められている。
- ・学校は、その機能や利用者の特徴から、過去にはイメージ先行型の色彩計画が行われてきた面も見られるが、今日の社会的要請の変化に対応し、イメージのみに偏重するのではなく、公共施設としての配慮を採り入れ、バランスのとれた外観とすることが必要である。
- ・本ガイドラインでは、学校のイメージと公共施設としての品格のバランスを考慮した色彩展開例を示すことにより、地域の景観を牽引し長く愛される学校の外観色彩デザインの実現を目指す。

1-2-4 周辺の景観に調和し、地域から長く愛される学校施設の色彩

- ・教育施設・地域拠点としての機能と快適性を確保し、豊かな色彩空間の中で学ぶ楽しさや喜びを感じ取れる空間づくりを目指す。
- ・地域コミュニティの中で多世代交流が自然に生まれるような明るい空間づくりを目指し、公共施設としてのデザインに配慮する。
- ・自然素材が持つテクスチャーや素材そのものの良さを生かしつつ、地域特性に応じた色彩計画による周辺景観と調和する配色計画を行う。
- ・時代に応じたフレキシブルで先進的な色彩計画を取り入れ、色相や明度、彩度のルールを守りながら一宮市らしい新しい学校空間づくりを目指す。

